令和７年４月から

那珂川町ひとり親家庭医療費助成制度が変わります！

ひとり親家庭医療費助成制度は、父母の離婚や父または母の死亡等によりひとり親家庭になった場合、父または母が重度の障害にある状態の場合などに、児童を養育している方とその児童の保険診療分の医療費を助成する制度です。

那珂川町では、令和７年４月から対象の医療費を、基本現物給付化します。

このご案内で、ご不明な点などは那珂川町子育て支援課（TEL ０２８７-９２-１１１５）までお問い合わせください。

**１　受給期間**

　【開始】

資格が生じた日（離婚日等）、または受給資格証交付申請書を提出した月の初日から。  
転入者で、従前住所地で受給していた場合は転入した日から。

　【終了】

**・年齢による喪失**

児　　　童：18歳に達する日以後の最初の3月31日まで。

養　育　者：すべての児童が18歳に達する日以後の最初の3月３１日まで。

**・事由による喪失**

「喪失」の事由が発生した日：婚姻日（事実婚含む）、転出日等。

　【更新】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　  
受給資格証の**有効期限は10月末日まで**です。

毎年8月に資格の更新手続きを行い、前年度所得の審査をします。

手続きを行わない場合や審査の結果、基準の所得を超える場合、助成は受けられなくなります。

**２　助成対象となる医療費**

医科、歯科、調剤などの「保険診療自己負担額」が助成されます。

**※令和６年４月診療分から、１医療機関（薬局を除く）ごとに月５００円の自己負担はなくなりました。**

**３　助成方法**　　　　　　　

（１）【現物給付】県内医療機関等を受診する場合

「**ひとり親家庭医療費受給資格証**」と「マイナ保険証等」を提示してください。

　保険診療の自己負担分の窓口払いが基本的に不要となります。

　※入院時食事療養費や健康保険適用にならないもの（差額ベッド代など）は対象外です。

（２）【償還払い】県外で受診する場合または受給資格者証を提示できなかった場合

医療機関が発行する領収書（原則原本）、受給資格証を持参し、子育て支援課で申請してください。申請月の翌月末日に、ご指定の口座に振り込みます。

* 受診者、医療機関ごとに助成申請書をご記入の上、提出してください。

※助成申請書は子育て支援課で配布しています。その他、那珂川町ホームページからダウンロードすることもできます。

* 領収書は、受診者名、保険点数、負担割合、診療科目、入院外来の別、医療機関名が記載されているものを添付してください。
* 領収書の保険点数の記載がない場合は、助成申請書の「医療機関記入欄」に保険診療を受けた証明を医療機関等の窓口で受けてください。（証明手数料は自己負担です。）
* 診療月の翌月から１年以内（診療月の翌年の同月末日まで）に提出してください。1年　　を超えますと無効となり、助成を受けることができません。

**４　届出が必要な場合**

次の場合は、速やかに子育て支援課で手続きしてください。

|  |  |
| --- | --- |
| 事　項 | 持ち物 |
| 加入保険の変更 | マイナ保険証等、受給資格証 |
| 住所や氏名の変更 | 受給資格証 |
| 受給資格証の紛失、破損 | 保護者の本人確認書類 |
| 婚姻（事実婚含む）、転出等により受給資格がなくなるとき | 受給資格証 |

**５　注意事項**

* 健康保険が適用にならないもの（健診、予防接種、血液型検査、文書代、容器代、差額ベッド代等）及び入院時食事療養費は対象となりません。
* 高校3年生までの児童については、こども医療費助成制度をご利用ください。

【窓口でお支払いした場合、償還払いの対象となります。】

* **高額療養費に該当した場合**

1か月の保険診療自己負担額が、自己負担月額の限度額を超えて支払った場合、健康保険組合で高額療養費の手続きをしてから、助成申請をしてください。  
健康保険組合から発行される「高額療養費支給決定通知書」を申請書に添付し提出してください。保険診療自己負担分から高額療養費を差し引いた差額分を助成します。

* **付加給付金が支給される場合**

加入している健康保険組合や共済組合によっては、保険診療の自己負担額が一定以上になると付加給付金として支給になるものがあります。その場合、付加給付金を差し引いた額が助成になります。付加給付金制度については加入している健康保険組合や共済組合にお問い合わせください。

**６　お問い合わせ先**

　　那珂川町　子育て支援課　TEL 0287-92-1115